

# UAE のオンショア（国内）における 会社設立方法

2015年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP に作成委託し、2015年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai  
Fax: +971-4-384-4004  
E-mail：mero@clydeco.ae



## 目次

はじめに. . . . .	1
LLC の設立. . . . .	2
支店の設立. . . . .	3
フリーゾーン企業によるオンショア支店の設立. . . . .	4

## UAE のオンショア（国内）における会社設立方法

### はじめに

本稿では、アラブ首長国連邦(UAE)の“オンショア”（国内）にて拠点を設立する方法に関する情報を提供します。

UAE で登録商社を設立する方法としてさまざまな選択肢があります。また、UAE の“オンショア”での設立つまり UAE フリーゾーン外での設立、あるいは UAE フリーゾーン内での設立のうち、いずれかを選択することができます。

UAE のフリーゾーン内で会社を設立する場合、100%外国資本による設立が可能です（フリーゾーン企業）。しかし、フリーゾーン企業による UAE 国内（オンショア）での活動は禁じられています。フリーゾーン企業は、一般的に製造業や、湾岸諸国向け輸出などの活動を目的とすることが多いです。また、ドバイのテクノロジーおよびメディア・フリーゾーンのように特定の目的を持つフリーゾーンもあります。なお、フリーゾーンには支店を登録することも可能です。

UAE で設立する拠点が担う活動、拠点が所管するエリア、顧客などの要因が、設立する拠点の形態や、立地場所（オンショア、もしくはフリーゾーン）を決定する際に考慮すべき検討材料となります。

商事会社に関する 2015 年 UAE 連邦法第 2 号（会社法）が 2015 年 7 月 1 日に施行されました。同法は、有限責任会社（以下、「LLC」）を含むオンショア企業について定めています。

外国企業がオンショア企業を設立する際に最もよく用いられる形態は、駐在員事務所（支店）の登録、あるいは LLC 法人の設立です。また、1985 年 UAE 連邦法第 5 号（民法）に基づき民間機関を設立し、エンジニアリングのコンサルテーションを行うなどの特定のサービスを提供することも可能です。本稿では、LLC の設立と支店の登録のための必要条件に焦点を当てることとします。各首長国における必要条件と手順は似ています

が、本稿では主にドバイ首長国、アブダビ首長国での会社設立について検証することとします。

## LLC の設立

会社法の規定に基づき、LLC の株式は 1～50 人の株主によって所有され、さらに LLC の資本の 51%以上が、UAE 国民あるいは UAE の国民が完全所有する会社によって所有されなければなりません。湾岸協力会議（以下、「GCC」）加盟国の国民または国籍の企業を除き、UAE 国外で設立された外国企業が 100%出資する会社を‘オンショア’で設立することはできません。GCC 加盟国の国民は、通常、LLC の資本の 100%を所有することが可能です。しかし、株主に GCC 加盟国以外の国民が 1 人でもいれば、株主の 51%が UAE 国民でなければならないという必要条件が適用されます。会社法第 76 条は、LLC の資本は‘その法人の目的を達成するに足りる’ものでなければならないと定めています。LLC に必要な最低資本額について具体的な条件は定められていませんが、アブダビおよびドバイの場合、通常（歴史的な理由から）商業目的の LLC は、30 万 UAE ディルハムの資本が必要とされています。

外国企業が LLC の設立を望み、さらにその経営管理を行うとともに、その活動による収益の 100%を受け取ることを希望する場合、UAE 国民もしくは UAE 国籍の企業が LLC 株式の最低 51%を所有しなければならないと定める会社法の条件にかかわらず、特定の保護対策を講じることにより、外国企業が実質的に LLC を経営管理し、収益の全額を受け取ることも可能です。このような取り決めは、UAE の法律に反しないことを確実にするためにも、契約書を慎重に注意して作成する必要があります。

LLC の多くは、商取引、請負業、製造業を行うことを目的に設立されます。

LLC の設立には、外国企業の定款、LLC の法人契約書、その他さまざまな書類を準備しなければなりません。これら書類は、UAE で使用するために公正証書化する必要があります。公証手続きは、書類の原本が作成された国によって異なります。

LLC の設立手続きとして、UAE 国民である株主の確認、社名の予約、事前承認申請、上記必要書類の準備、（業種や業態により必要に応じて）特別承認の取得、UAE 経済省への申請書出願や必要とされるすべての登録を行わなければなりません。

## 支店の設立

会社法第 328 条に基づき、UAE 首長国で支店設立を望む外国企業は、とりわけ、UAE 経済省および首長国の経済開発局に登録する必要があります。また外国企業は、UAE 国民を代理人として任命しなければなりません。この種の代理人契約は、会社法に基づくものであり、UAE のほかの法律に基づく商業代理契約とは異なり、実質上のサービス協定です。通常、代理人には、サービス提供料として固定額が支払われます。この料金以外に、代理人は、特に取り決めがない限り、支店業務による収益や、ほかの料金やコミッションを受け取る権利は有しません。

支店は、法的には外国企業から独立した法人ではありません。支店業務による収益は、外国企業の収益であり、同企業が法人登録する国において納税の対象となります（当該国の税法や租税条約が適用されます）。支店の登録あるいは LLC 法人の設立に関する税金については、個別に専門家からアドバイスを仰ぐことをお勧めします。

一般的に、支店に与えられる許可（ライセンス）は、アドバイスやコンサルティングの提供サービスなど“専門的な”活動に制限されます。また、外国企業の宣伝活動は“駐在員事務所”の活動として許可されますが、支店に登録する首長国において、商品の販売やサービスの提供は認められません。経済省の政策として、外国企業が支店に登録し、その支店を介した商品の輸入や販売といった商業活動を認めません。ただし、同省から例外として許可を得ることは理論上可能ですが、実際には、手続きに非常に時間がかかる可能性が高い上、成功が保証されているわけでもありません。

ドバイまたはアブダビで支店を設立する外国企業は、UAE で営業を開始する前に当該首長国の経済開発局から前述の許可（ライセンス）を取得する必要があります。ライセンスは、発行地である首長国での活動を許可するものであり、UAE のほかの首長国で同様の活動を行うことはできません。外国企業が、活動内容を増やしたい場合には（可能な限

り) それら活動が許可されるライセンスを追加申請しなければなりません。活動許可の発行前に、支店は、事業所の賃貸契約書を当該経済開発局に提出する義務があります。

アブダビおよびドバイの経済開発局はそれぞれ、同局が認めるさまざまなライセンスを網羅した標準分類を発行しています。標準分類に含まれない活動を申請する場合、特別な条件の下、その活動を承認するよう経済局に申請することができます。その活動を次の標準分類に加えるかどうかは、経済開発局の判断次第です。

支店の設立には、外国企業の定款、同企業の資産報告、代理人契約、ほかの必要書類を提出する必要があります。LLC の設立同様、これら書類の多くは、UAE での使用のために公正証書化されなければなりません。

概して、支店の設立には、支店が行う活動の確定、代理人の任命、経済開発局および経済省への事前承認申請、上記必要書類の準備、(必要に応じて) 特別許可の取得、現地銀行による 5 万 UAE ディルハムの残高証明書の経済省への提出、経済省への支店登録申請の出願、経済開発局から営業許可およびライセンスとほかの必要な登録証明の取得などの手続きが必要です。

## フリーゾーン企業によるオンショア支店の設立

2010 年 UAE 省令第 377 号 (MD377) に基づき、フリーゾーン企業は、UAE の首長国の“オンショア”(国内)で支店(FZ 支店)を登録することが可能です。FZ 支店の登録申請を行うフリーゾーン企業が GCC 加盟国の国民による完全所有でない場合、FZ 支店の登録手続きは、前述の支店設立手続きと同じになります。

Clyde & Co LLP

### Key contacts

**Takamasa Makita**, Legal Director  
takamasa.makita@clydeco.com

**Ben Smith**, Senior Associate  
benjamin.smith@clydeco.com

Clyde & Co\* accepts no liability for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this document. The content of this document does not constitute legal advice and should not be relied upon as such. Advice should be taken about your specific circumstances. No part of this summary may be used, reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

\*Clyde & Co LLP, Clyde & Co Technical Services JSC and Clyde & Co LLP Lawyers & Legal Consultants Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority.

© Clyde & Co LLP 2015